

子育て応援ブック

すくすく



湧別町

認定こども園・保育所

認定こども園は、保護者の保育の必要性に関わらずお子さんを受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設です。

保育所は、保護者の就労、その他の事情により保育が必要なお子さんを家庭に代わって保育する施設です。



施設

	湧認定こども園	芭露保育所	公私連携幼保連携型 認定こども園みのり
名称			
所在地	栄町 143 番地の 1	芭露 413 番地	中湧別中町 3021 番地の 1
定員	105人	45人	116人
対象児童	生後6ヶ月から 就学前までの児童	1歳(注)から 就学前までの児童	生後6ヶ月から 就学前までの児童
保育時間	平日：午前7時30分～午後6時30分 土曜日：午前7時30分～午後6時30分 ※利用時間は、保育時間の認定によります。 保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分 保育短時間 午前8時30分～午後4時30分 教育標準時間 午前8時30分～午後2時00分		
休日	日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）		

入所申込方法 健康こども課（湧別庁舎）又は認定こども園、保育所にある支給認定申請書と保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）を提出してください。

（注）年齢は、4月1日現在の年齢で数えます。

保育料・施設利用料

令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化がはじまり、3歳以上児の保育料が無償化となりました。湧別町では、無償化の対象外である主食・副食費用についても、子育て世代を支援する独自の取り組みとして無償化しています。

階層 区分	世帯区分	保育料月額		
		3歳未満児		3歳 以上児
		保育 標準時間	保育 短時間	
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円	0円
第 2	町民税非課税世帯	0円	0円	0円
第 3	町民税課税世帯所得割額 48,600円未満	11,900円	11,700円	0円
第 4	// 48,600円以上 60,700円未満	14,600円	14,400円	0円
第 5	// 60,700円以上 72,800円未満	16,300円	16,100円	0円
第 6	// 72,800円以上 84,900円未満	18,000円	17,800円	0円
第 7	// 84,900円以上 97,000円未満	22,800円	22,500円	0円
第 8	// 97,000円以上 133,000円未満	28,400円	28,000円	0円
第 9	// 133,000円以上 169,000円未満	33,900円	33,400円	0円
第 10	// 169,000円以上 301,000円未満	46,500円	45,800円	0円
第 11	// 301,000円以上	60,900円	60,000円	0円

※保育料・施設利用料は、4～8月分は前年度の町民税所得割額で、9～3月分は当該年度の所得割額で決定します。

※認定こども園・保育所に入園(所)している子どものうち、最年長者の3歳未満児は全額、2番目の年長者の満3歳未満児は半額、3番目の年長者の3歳未満児以降は無料となります。

また、町民税所得割額が169,000円未満の世帯は、小学生以上の子も算定に含め、2番目の年長者以降の3歳未満児は無料となります。

※ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯で所得割額が77,101円未満の場合は、各階層の保育料・施設利用料が軽減されます。

一時保育

保護者の就労、病気、災害、その他私的に家庭で児童を保育することができない場合、一時的にお子さんをお預かりします。

区分	単位	3歳未満児	3歳以上児	備考
一時保育	1日	2,400円	1,500円	半日(4時間以内)利用は半額。 生活保護法に定める被保護世帯は免除

※一時保育事業については、湧別認定こども園・公私連携幼保連携型認定こども園のみで実施しています。